

声明

国民との約束を守れない T P P 交渉からは撤退すべきである

TPP 交渉は、5月に交渉参加 12 カ国による首席交渉官会合が開催され、全体として、「一定の進展が見られたが、知的財産など引き続き難しい課題が残されている」とされ、次回の交渉日程等は示されていない。また、米国議会では大統領貿易促進権限 (TPA) 法案を巡って紆余曲折し、交渉の行方は不透明である。一方で日米首脳は早期妥結を目指している。

本会では T P P 参加は医療分野を含む日本の社会・経済構造を激変させる大問題であることから一貫して反対を表明してきたが、これら情勢をふまえて改めて T P P 参加からの撤退を求めるものである。

医療分野では国民皆保険制度は議論の対象になっていないとされてきたが、アメリカはこれまで日本に対して医療分野の規制や貿易障壁を取り除き市場開放するよう求めてきた。米韓 F T A 締結後の韓国国内で行われた薬事法改正や医療特別区創設の動きをみてもわかるように、T P P 参加によってアメリカ流の市場原理主義が持ち込まれ日本の医療制度への影響は必至といえる。

特に、米国は一定の医薬品について特許権を 10 年以上にするように求めており、TPP が妥結されると、(1) 診断や治療を行う際に特許権者の許諾を求めなければならなくなる、(2) 新たに特許使用料が発生し、医療費が高騰する、(3) ジェネリック医薬品の製造が困難になるなどの懸念があり、医療行為や医薬品の保険収載が困難となり国民皆保険が崩されていく。

また、主権の放棄につながる「ISD 条項」や「ラチェット条項」などの不平等条項に合意すれば、医療制度のみならずあらゆる日本の制度が海外投資家の都合の良い制度に変えられてしまう。

先月、TPP の協定案を与野党議員に開示する方針が撤回されたが、情報を知りうる立場にある安倍首相や甘利担当相らが TPP を推進しようとするならば、こうした懸念が絶対がないことを国会議員、国民に明確にすべきである。

それができないなら、「国民皆保険制度を守る」、「食の安全安心の基準を守る」、「国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない」といった国民との約束を破るものであり、T P P 交渉からは即時に撤退すべきである。

2015 年 6 月 22 日
長野県保険医協会 理事会